

大久保公園イベント開催ガイド

歌舞伎町タウン・マネージメント



本編

1. はじめに

1-1. 当ガイドの目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・P.2

2. 大久保公園

2-1. 基本概要・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

2-2. 活用ガイドライン・・・・・・・・P.6

3. 利用の流れ・・・・・・・・P.8

4. 備品・設備一覧・・・・・・・・P.10

5. 利用の取り下げ方法等について・・・・・・・・P.11

6. 連絡先一覧及び連絡体制・・・・・・・・P.13

7. 参考資料（各種基準、申請書類様式等）・・・・P.15

1. はじめに

1-1. 当ガイドの目的と位置づけ

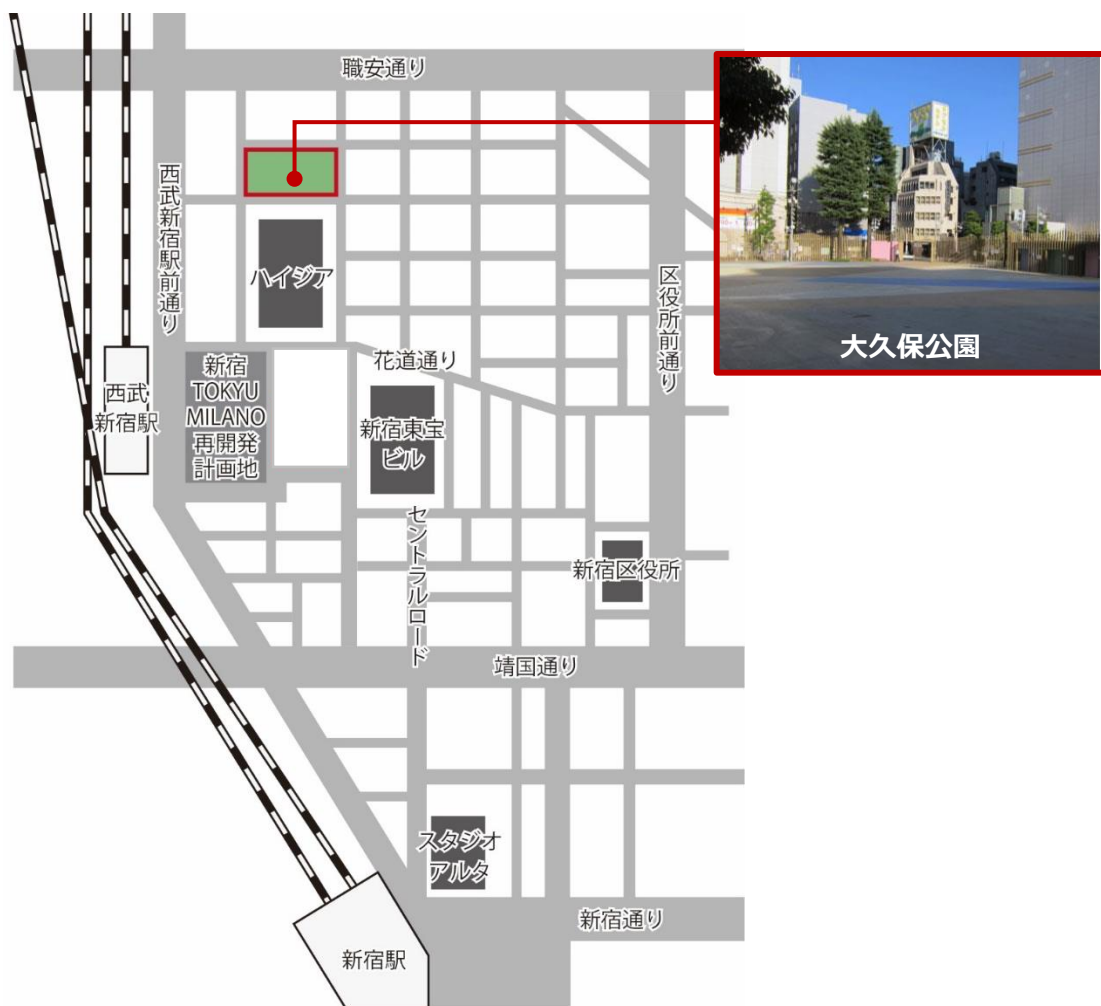
「大久保公園イベント開催ガイド」（以下、「イベントガイド」という。）は、大久保公園を利用される方に、公園の設置目的に即した適正で安全な利用を行っていただくとともに、その各種手続き等を円滑に行うために、利用の基本ルール、配慮事項、申請プロセス等を取りまとめたものです。本イベントガイドに基づき、各種申請・協議・許可の手続きをさせていただきます。

本イベントガイドは、歌舞伎町タウン・マネージメントが定める各種基準等に基づいて作成しております。特に、利用に当たって配慮すべき事項は活用ガイドラインとして盛り込んでいます。

公園を利用される皆様におかれましては、本イベントガイドや関係法令を十分理解し遵守した上で、公園の特性や来街者の安全面に最大限配慮した、円滑な実施運営を行っていただくようお願いいたします。

また、本ガイドについては、運用の状況に応じて変更することがございます。ご了承ください。

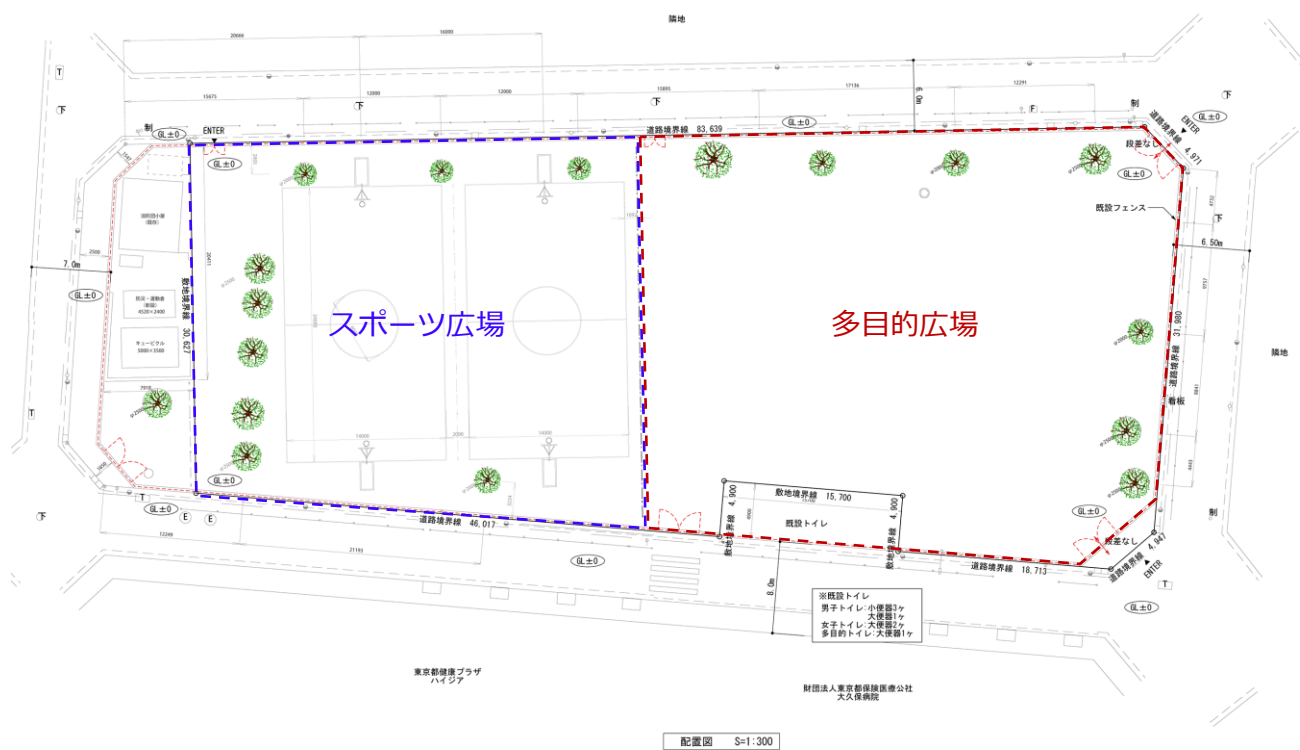
○案内図



2-1. 基本概要

位置：東京都新宿区歌舞伎町2丁目43

利用可能面積：約2,700㎡（スポーツ広場：1200㎡、多目的広場：1500㎡）



利用方法

当公園は以下の（１）～（３）の方法で利用が可能です。それぞれの基準を満たすようにしてください。
なお、仮予約はお受付しておりません。ご了承ください。

（１）イベント

下記項目のいずれかに該当するもの

- ア 大衆文化・娯楽の進行や文化創造産業の振興に向けて発信するために行うもの。
- イ 区民や来街者など多くの人が楽しめる祭事等であること。
- ウ 区民や来街者などの安全・安心を確保・推進するために行うもの。
- エ その他、上記に類しかつ「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」第5条各号に規定する以外のもの。

（２）物販

地域振興、国際交流及びチャリティー等を目的とした販売であり、「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」第5条各号に規定する以外のもの。

※詳しくは歌舞伎町タウン・マネージメントまでご相談ください。

（３）その他

「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」に即したもの。

利用期間及び利用時間

原則 31日以内 9時～21時まで（設営及び撤去含む）

備品・設備の貸出

貸出可能な備品・設備及び各使用料については、P.10「備品・設備一覧」をご確認ください。

○公園利用料（参加料）について

- 公園利用料（参加料）等のお支払いは全額イベント実施の30日前までとさせていただきます。
- 公園の利用に関する協定書の締結後、上記料金を歌舞伎町タウン・マネージメントより御請求させていただきます。指定期日までにお支払いをお願いします。

公園利用料金

<多目的広場＋スポーツ広場利用の場合>

イベント開催日数	平日料金	土・日・祝日料金
1日又は2日	99,100円（税込）	119,000円（税込）
3日～10日	86,000円（税込）	103,000円（税込）
11日～20日	72,000円（税込）	86,000円（税込）
21日～31日	58,000円（税込）	70,000円（税込）

<多目的広場利用の場合>

イベント開催日数	平日料金	土・日・祝日料金
1日又は2日	55,000円（税込）	66,000円（税込）
3日～10日	48,000円（税込）	57,000円（税込）
11日～20日	40,000円（税込）	48,000円（税込）
21日～31日	32,000円（税込）	39,000円（税込）

<スポーツ広場利用の場合>

イベント開催日数	平日料金	土・日・祝日料金
1日又は2日	44,000円（税込）	53,000円（税込）
3日～10日	38,000円（税込）	46,000円（税込）
11日～20日	32,000円（税込）	39,000円（税込）
21日～31日	26,000円（税込）	31,000円（税込）

※設営及び解体に要する日の一日当たりの単価は、イベント開催日数に該当する平日の一日当たりの単価の半額とし、十円未満を切り捨てる額とします。

2-2. 活用ガイドライン

○主な注意事項等

レイアウト	・ 設営及び撤去の際は、カラーコーン等で公園入口から公衆トイレ及び公衆喫煙スペースへの動線を確保してください。 ・ 避難経路の確保等については消防署との協議の上、決定してください。
装飾・什器	・ 飲食を取り扱う際は、その床面を油染み等から保護するため養生をしてください。イベント終了後油染み等の汚れが確認された場合は、床面の清掃をお願いしております。 ・ 設置されているサイン類が隠れるような装飾、什器は使用できません。 ・ 光の演出については、周辺道路に支障が生じないようにしてください。 ・ 指定された場所以外での公園外周への広告掲出はご遠慮ください。（掲示板及び入口扉上部については掲出が可能です） ・ 発電機を使用する場合は少量危険物にあたる可能性があります。使用にあたりお手続きが必要になる場合もありますので、事前に消防署にてご確認ください。 ・ 利用にあたりお手続きが必要になる場合がありますので、ガスをご利用の場合は事前にガス会社と消防署にご相談ください。
設備	・ 公園灯は、センサーによる自動点灯です。 ・ 電気容量は、100V×50Aです。 ・ インターネット回線は引けません。 ・ 13mmの散水栓が合計3か所あります。 ・ 排水につきましては、必ずグリーストラップ（油水分離機）をとおして排水してください。 ・ 高圧受電盤のご利用をご希望される方は、開設工事等の手続きが必要になりますので、必ず事前にご相談ください。なお、開設工事に係る費用につきましては別途料金となりますのでご注意ください。 ・ 大型発電機のご利用はご遠慮ください。
安全対策	・ 必要に応じて公安委員会認定警備会社の警備員を配置してください。警備の種別については、警察の指導に従ってください。 ・ 公園内は、自転車駐輪禁止です。近隣の駐輪場をご利用いただくか、会場内に駐輪場を設置してください。 ・ 必要に応じて保険への加入をご検討ください。事故が発生しても、当組織は一切責任を負いません。 ・ テント・サイン等の固定は、ウェイトを使用してください。 ・ 突風、防風などによる倒壊、飛散に備え、十分な安全対策をお願いします。 ・ 床面にシート貼りを施す場合は、滑りにくい材質の物をご使用ください。
搬入・搬出	・ イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとします。 ・ 歌舞伎町地区は一方通行規制や歩行者専用の時間常規制も多く指定されています。搬入・搬出ルートの設定にあたっては交通規制をよくご確認ください。なお、交通規制については、新宿警察署までお問合せください。通行禁止道路通行許可申請の手続きが必要となる場合があります。 ・ イベントに供する車体（キッチンカー等）または搬入・搬出時以外の駐車はできません。 ・ 公園周辺には架線が数多くございますので、車高にご注意ください。 ・ 公園周辺にて工事が実施されている場合、車両が通れないことがございます。会場周辺の工事状況を必ずご確認ください。 ・ イベントに関する資機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施するものとします。 ・ 公園床面は普通舗装されてます。その耐荷重の範囲内でトラックの乗り入れをお願いします。これを超える重量の車輛で乗り入れる場合は、コンパネ等により、床面を養生してください。 ・ 車両出入り時以外は、近隣事業者への配慮としてエンジンを停止してください。また、車両ドアの開け閉めの音にもご配慮ください。

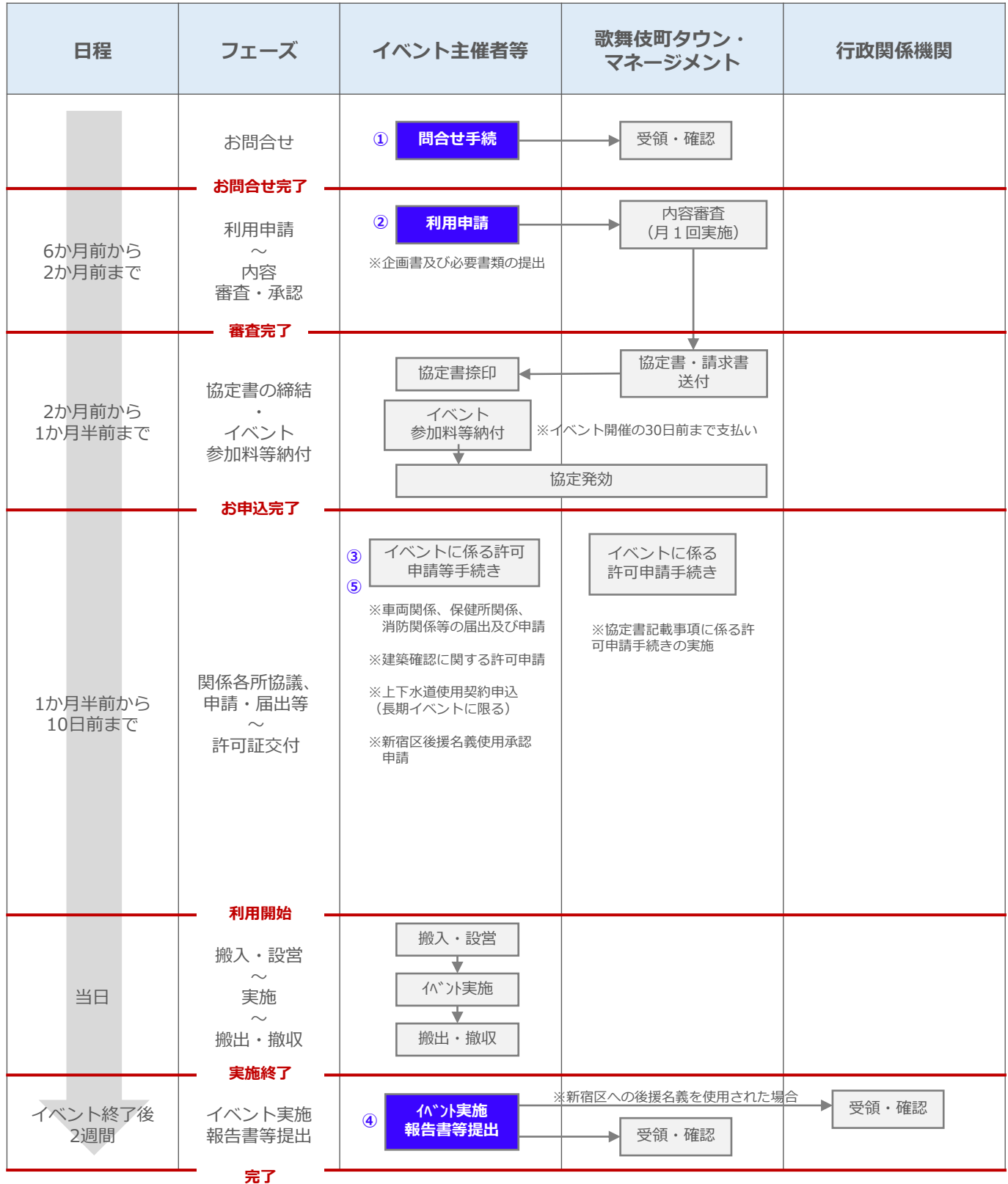
2. 大久保公園

衛生管理	• 利用者は、資機材等を撤去したときは、原状回復するとともに、清掃しゴミ等は全て持ち帰っていただきますようお願いいたします。 • 喫煙は、公園内の喫煙所にて行ってください。 • 飲食物を取り扱う場合は、区保健所への臨時出店の届出又は営業許可が必要です。 • 汚水の排水を行う際は、グリーストラップ（油水分離機）を使用してください。
周辺環境	• イベント時に使用できる音響の大きさは、「東京都の都民の安全を確保する環境に関する条例」に基づき、8時から20時までが最大60デシベル、20時から21時までは55デシベルを最大音量とします。
その他	• 利用者は公園を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧しなければなりません。また、その場合の復旧にかかる経費は利用者が負担してください。 • 利用者は公園の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに歌舞伎町タウン・マネジメントに報告しなければなりません。 • 歌舞伎町タウン・マネジメントにて忘れ物や荒天時のイベント実施に関するお客様からのお問い合わせを受けません。必ず電話番号をホームページ等に掲載してください。 • メディア取材に関する問い合わせ先として電話番号を掲載してください。 • メディアの撮影予定がある場合は、事前にご連絡ください。 • 企業名、企業ロゴ、商品に関する表示等を行う場合は必ず事前にご相談ください。 • 飲食を伴う場合は事前に保健所との協議の上、実施していただく必要がございます。 • 火気の使用等につきましては事前に消防署との協議が必要となります。 • イベント実施中（設営及び撤去も含む）に出たゴミに関しましては原則持ち帰りとなります。 • 大久保公園内にて車輛の留め置きはご遠慮ください。 • 高さ4mを超える設置物については仮設工作物にあたりますので、主催者様による建築関係の許可手続きが必要となります。

※詳細については「シネシティ広場及び大久保公園利用基準」も併せてご確認ください。

3. 利用の流れ

イベント開催フロー



※場合により、イベント終了後、電気水道料金等をご請求させていただきます。

※日程については目安になっておりますので、イベント内容によっては異なる場合があります。お早めにお問合せください。

※建築物（コンテナ倉）の設置及び高圧受電盤をご利用をお考えの場合は、手続きに時間がかかりますので、お早目にご相談ください。

申請書類等

	No.	項目	内容	提出先	提出期限
必須提出書類	①	事前問合せ書類	■企画書 歌舞伎町タウン・マネージメント指定フォーマットをもとに、以下を中心に記載してください。 ・企画内容 ・利用希望日（設営・撤去含む） ・レイアウト案（簡易なものでも可）	歌舞伎町タウン・マネージメント	60日前まで
	②	利用申請書類	■利用申込書（様式1） ■最終版：企画書 ※歌舞伎町タウン・マネージメント指定フォーマット	歌舞伎町タウン・マネージメント	60日前まで
	③	後援名義使用承認申請	■新宿区後援名義使用に係る申請書	新宿区	30日前まで
	④	イベント実施報告書	■実施報告書 ■事業終了報告書 ※歌舞伎町タウン・マネージメント指定フォーマット	①新宿区 ②歌舞伎町タウン・マネージメント	イベント終了後2週間以内
必要に応じて主催にて対応	⑤	行政等申請及び届出用資料	■食品営業などの申請及び届出 ■酒税にかかる申請及び届出 ■消防署に求められた届出及び許可申請 ■通行禁止道路通行許可申請 ■建築確認に関する許可申請	各関係機関	各関係機関に定められた日数

4. 備品・設備一覧

- ・ 設備使用料等のお支払いは全額イベント実施の30日前までとさせていただきます。
- ・ 公園の利用に関する協定書の締結後、上記料金を歌舞伎町タウン・マネージメントより御請求させていただきます。指定期日までにお支払いをお願いします。

備品・設備名	保有数量	単価 (1日目)	単価 (2日目以降)	備考
長机	10台	880円/台 (税込)	440円/台・日 (税込)	180cm(w) × 45cm(d) × 90cm(h)
TMOテント	5張	3,300円/張 (税込)	1,650円/張・日 (税込)	250cm(w)×250cm(d) × 265cm(h)
ドラムコード リール	2巻	550円/巻 (税込)	275円/巻・日 (税込)	長さ25m 1.5KVA用
発電機	2台	11,000円/台 (税込)	5,500円/台・日 (税込)	GAS代金 (含む)
アルミベンチ (3人掛け)	20台	880円/台 (税込)	440円/台・日 (税込)	180 (w) ×40(d) ×40.5 (h) cm
イレクター フェンス	40枚	2,200円/枚 (税込)	1,100円/枚・日 (税込)	1800 (w) ×450(d) ×1100 (h) mm
テントウェイト	38個	330円/個 (税込)	165円/個・日 (税込)	テント1台につき2～4 個のウェイト料金をい ただきます。 10kgと20kg混在
電気及び 上下水道	1日	16,500円/日 (税込)	16,500円/日 (税込)	※電気のみ、水道のみ の料金はございません。 ※長期間イベントを実 施する場合、または高 圧受電盤の使用をご希 望の方はご相談くださ い。

※大久保公園における長期イベントでの水道利用については、イベント開催者に東京都水道局と直接契約を結んでいただく場合があります。
※大量の電気及び水道利用が想定される場合には、別途料金を徴収させて頂く場合があります。

5. 利用の取り下げ方法等について

○利用の取り消し及び取り下げについて

- (1) 下記の項目に該当する場合は、利用を取り消させていただくことがあります。
- ア 指定する期日までに公園利用料（参加料）等の納付がないとき。
 - イ 利用申請書（様式 1）に虚偽の記載があったとき。
 - ウ 利用内容等が各種法令又はこの基準に違反している、又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - エ 利用内容により一般の道路利用者に危険を生じさせている、又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - オ 承認された場所以外での作業又は利用を行い、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - カ 音響等により周辺からの苦情が出たとき又はそのおそれがあり、代表の改善の指示に従わなかったとき。
 - キ 災害その他不可抗力によって、公園の利用ができなくなったとき、又はそのおそれがあるとき。
 - ク 公園の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
 - ケ 理由を問わず、新宿区より占用許可が取り消されたとき。
- (2) 利用者の都合により、利用期間・内容等を変更される場合や、利用申請を取り下げる場合は、速やかに歌舞伎町タウン・マネジメント事務局まで御連絡ください。

○公園利用料（参加料）・設備使用料の返還について

- ・ 公園の利用の取消し等により、公園を利用しない場合、既にお支払いいただいた使用料（参加料）・設備使用料の取扱いは下表のとおりになります。

取消・取下日	公園利用料（参加料）	設備使用料
利用日30日前まで	全額返還	全額返還
利用日29日前から利用日7日前まで	半額返還	半額返還
利用日 6 日前以降	返還しない	返還しない

○賠償及び免責について

- ・ 公園利用者は、次の各項目を遵守してください。
 - ア イベント等に関する機材等の調達、設置及び撤去等に係る作業は利用者の責任において実施してください。
 - イ イベント等に使用した機材等を撤去したときは、公園を原状回復するとともに、清掃し、ゴミ等は全てお持ち帰りください。
 - ウ イベント等の実施によって、歌舞伎町タウン・マネージメント、新宿区又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において補償等の適切な措置をお願いします。
 - エ 利用中に公園を毀損又は汚損したときは、速やかに復旧の措置をお願いします。
 - オ 利用者は公園の毀損又は汚損等を発見したときは、速やかに歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区に報告してください。
 - カ イベント等に関する責任は、利用者が負ってください。なお、歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は、イベント等に対して責任及び負担は負いません。
 - キ イベント等が第三者の権利を侵害するものではないこと及びイベント等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証してください。
 - ク 歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区に対して第三者からイベント等に関連する損害賠償請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決してください。なお歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は責任及び負担を負いません。
 - ケ 利用の取り消しにより、利用者に損害が生じた場合、歌舞伎町タウン・マネージメント及び新宿区は、その責任を負いません。

6. 連絡先一覧及び連絡体制

○お問い合わせ先一覧

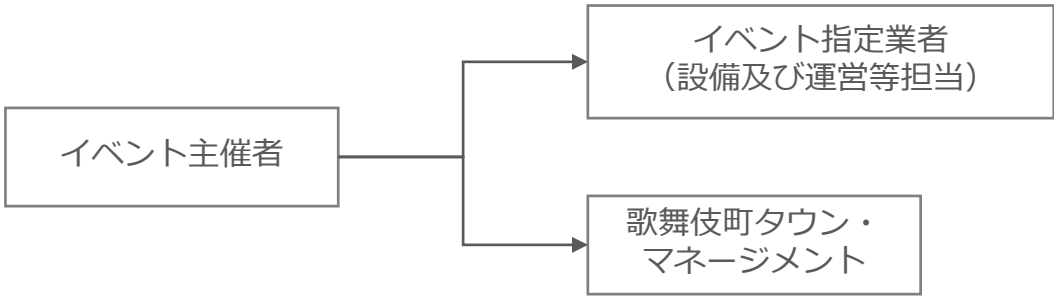
問い合わせ内容	連絡先
・イベント企画・内容の確認 ・イベント中止などの判断 ・歌舞伎町タウン・マネージメント備品の利用	○歌舞伎町タウン・マネージメント 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 歌舞伎町タウン・マネージメント事務局 TEL : 03-3207-4516 / FAX : 03-3207-4519 MAIL : information@d-kabukicho.com
後援名義に関するお問い合わせ	○新宿区役所 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所 TEL:03-3209-1111 ※イベント内容により担当部署が異なります。
イベントにおける飲食提供等について	○新宿区健康部衛生課（保健所） 〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号 第二分庁舎3階 TEL : 03-5273-3148
建築物及び構造物に関するご相談	○新宿区都市計画部建築指導課 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区役所8階 TEL:03-5273-3742
・会場周辺の交通規制 ・通行禁止道路通行許可に関するご相談 ・ちらし等配布に関するご相談	○新宿警察署 交通規制係 〒160-0023 新宿区西新宿6丁目1-1 TEL : 03-3346-0110
危険物及び消防関係書類に関する申請等に関するご相談	○新宿消防署 大久保出張所（防火安全対策係） 〒160-0022 東京都新宿区新宿6丁目27-43 （大久保出張所内） TEL : 03-3207-0119 / FAX : 03-3207-4483
上下水道の使用契約に関するご相談 ※長期イベントに限る	○東京都水道局 水道局お客様センター（23区） 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL : 03-5326-1100 / FAX : 03-3344-2531
酒税とお酒の免許に関するご相談	○神田税務署 酒類指導官 〒101-8464 東京都千代田区神田錦町3-3 TEL : 03-4574-5596

○連絡体制

■イベント中止時の当日連絡体制

(1) 主催者側での中止決定

※雨天時及び荒天時、混雑により、止むを得ずイベントを中止せざるをえない場合の、判断体制をイベント主催者側にて事前に設定してください。



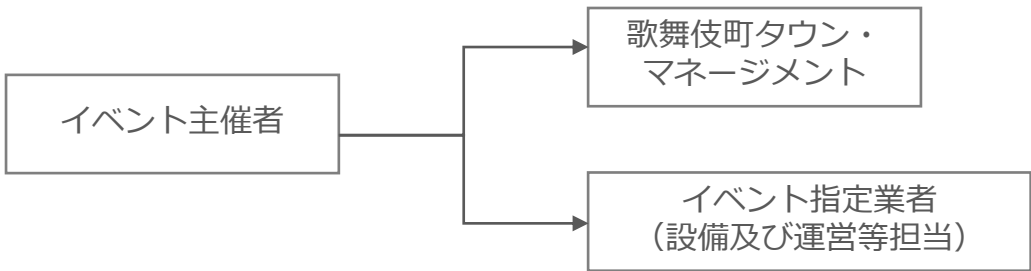
(2) 歌舞伎町タウン・マネージメントによる中止決定

※歌舞伎町タウン・マネージメントの判断により、イベントが開催中であっても取り止めとさせていただきます。

※通行者及び参加者の安全が担保できないと判断した場合も、イベント開催中であっても取り止めとさせていただきます。



■イベント開催中の問い合わせ対応（設備不具合、行列対応、緊急事項等）



※責任問題になる可能性がありますので、歌舞伎町タウン・マネージメントはイベント主催者（協定書締結者）とのみ、やり取りをさせていただきます。そのため、業者と歌舞伎町タウン・マネージメントは直接やり取りは行いません。

※イベント実施において、歌舞伎町タウン・マネージメントより指定する業者はございません。

○組織図・緊急連絡網

イベント開催にあたっての組織図及び緊急連絡網を作成してください。

7. 参考資料（各種基準、申請書類様式等）

■ 各種基準

【資料1】シネシティ広場及び大久保公園利用基準

■ 申請書類様式等

【資料2】利用申込書

【資料3】利用申込取下書

【資料4】企画書フォーマット

【資料5】イベント実施報告書／事業終了報告書

※新宿区に提出する報告書の様式とは異なります。

新宿区への報告書の様式については新宿区にお問い合わせください。

※資料2、資料3についてはシネシティ広場および広場に係る広告メディア利用に関する資料になりますので、こページでは掲載しておりません。

上記、他の申請書類様式等については、P.13のお問い合わせ先一覧を参照の上、適宜お問い合わせください。